

「人身傷害保険の保険者による人身傷害保険金支払後の自賠責保険金回収の影響」についての補足

上記論考作成後である令和4年3月24日、福岡高判令和2年3月19日(判例タイムズ1478号52頁)の上告審である最高裁判所は、当該高裁判決を破棄し、人傷社が自賠責保険金を回収しても、加害者の過失部分に対する弁済に当たると解することはできないとの判断を行った(裁判所ホームページ参照)。

最高裁は、この結論に至った理由として、原審による人傷社と被害者との間における合意内容の解釈は不自然であること、原審のように解釈すると人傷社が追加払いに応じなければ被害者の損害額の填補に不足が生じること、協定書によっても自賠責保険による損害賠償額の受領権限を与えたと解することはできないことといったことを挙げている。

当事者の意思解釈から不当利得認容説と同様の結論を導いているが、同説における問題点等に配慮が十分なされているわけではなく、その理由付けには不満が残る。

また、当事者の意思解釈が主たる理由であることから、異なる意思解釈が可能な事例でも本判決が打倒するののかについても疑問があり、判決の射程の検討は慎重に行うべきと考えられる。